

令和 7 年 2 月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和 7 年 2 月 6 日（木）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

立川委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日開会された議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち当委員会に係る議案第63号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第8号）については、本日の委員会で十分審議の上、2月12日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の2月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

保健福祉部

【提出予定議案】（説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計予算
- 議案第6号 令和7年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第7号 令和7年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算
- 議案第37号 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正について
- 議案第38号 徳島県手話言語条例の制定について
- 議案第39号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 議案第55号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期計画の認可について
- 議案第63号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

【報告事項】

- 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期計画案について
(資料1-1、1-2)
- 徳島県地域福祉支援計画第4期改定案について（資料2-1、2-2）
- 令和7年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について（資料3）

病院局

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第18号 令和7年度徳島県病院事業会計予算
- 議案第49号 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○ 議案第59号 権利の放棄について

【報告事項】

な し

森口政策監補兼保健福祉部長

それでは、2月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明させていただきます。

お手元のタブレットには、令和7年度当初予算等に関する文教厚生委員会説明資料と、先議をお願いいたします令和6年度補正予算に関する文教厚生委員会説明資料（その2）がございます。

初めに、令和7年度当初予算等に関する文教厚生委員会説明資料の3ページを御覧ください。

令和7年度保健福祉部主要施策の概要でございます。

3ページから8ページにかけて記載しており、その主なものについて御説明いたします。保健福祉部におきましては、3本の柱により施策展開を図ってまいりたいと考えております。

一つ目の柱、健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実では、（1）ライフコースに応じた健康づくりの展開としまして、①県民の健康寿命の延伸に向けて、市町村の国民健康保険におけるデータやエビデンスに基づいた、効率的で効果的なデータヘルスを推進してまいります。

4ページを御覧ください。

（2）がん・難病対策等の充実強化としまして、②市町村が実施をいたしますがん検診や特定健診について、ICTの活用により県民の申込みに係る利便性と受診率の向上を図ってまいります。

（3）安全・安心な地域医療提供体制の充実としまして、③地域における持続可能な医療提供体制を維持するため、医師・看護職員の確保対策を、これまで以上に充実・強化してまいります。

5ページを御覧ください。

（4）医療連携体制の構築では、⑤障がいのある方々が、県内において安心・安全な歯科治療を受けられるよう、体制整備を支援してまいります。

6ページを御覧ください。

（5）誰もが住み慣れた地域で暮らせる社会づくりとしまして、②外国人介護人材について、新たに障がい福祉分野においても確保対策に取り組んでまいります。

（6）誰ひとり取り残さない共生社会づくりでは、②生活困窮者の自立促進を図るため、自立相談・家計改善・就労準備に、新たに居住支援を加えた総合的な支援を展開してまいります。

7ページを御覧ください。

二つ目の柱、一人ひとりが自分らしく輝ける社会づくりでは、（1）障がい者の自立と社会参加の促進として、④障がい者の就労機会の確保・充実を図るため、経営に関する相

談窓口の設置などにより、就労継続支援事業所の安定経営を支援してまいります。

（２）アクティブシニアの活躍推進としまして、①福祉・介護人材の確保とともに、高齢者の生きがいづくりや雇用の創出を図るため、シニアの介護現場への参入促進に取り組んでまいります。

８ページを御覧ください。

三つ目の柱、危機管理体制の充実と県土強靱化の推進では、（１）危機管理体制の充実としまして、①、③大規模災害時における医療提供体制の確保・継続や福祉支援体制の構築を図るため、DMA TやDWA T等の養成・強化を行ってまいります。

（２）事前復興の推進、快適な避難環境の構築としまして、①市町村が実施する福祉避難所の資機材整備や個別避難計画の策定を支援してまいります。

以上、これらの施策展開により、未来に引き継ぐ保健・医療・福祉を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、９ページを御覧ください。

一般会計及び特別会計の令和7年度当初予算案について、御説明いたします。

まず、一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から２列目、令和7年度当初予算額欄に記載のとおり、合計で781億9,585万円を計上しております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

10ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出予算総括表でございます。

国民健康保険事業特別会計と地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計を合わせて、表の一番下、左から２列目、令和7年度当初予算額欄に記載のとおり、合計で701億9,917万7,000円を計上しております。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の主な事項について御説明いたします。

11ページを御覧ください。保健福祉政策課でございます。

保健所費の摘要欄②のア、保健所運営費の7億4,787万7,000円は、維持管理修繕を含む各保健所の管理運営に要する経費でございます。

12ページを御覧ください。地域共生推進課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄④のイ、（ア）新規事業、自立支援トータルライフサポート事業の8,806万7,000円は、新たに住まいの総合相談窓口を設置するなど、生活困窮者に対する住まい、仕事、暮らしの総合的な支援を展開するための経費でございます。

13ページを御覧ください。

生活保護総務費の摘要欄②のア、新規事業、生活保護業務DX加速事業費の975万円は、ケースワークの現場におけるタブレットやAI技術の活用など、複雑化する生活保護業務におけるDXを加速するための経費でございます。

14ページを御覧ください。医療政策課でございます。

医務費の摘要欄④のア、新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業費の3億2,182万5,000円は、将来の本県医療を支える人材の安定的確保のため、研修医への一時金支援制度の対象拡大のほか、新たに本県の魅力を生かしたメディカル・ワーケーションの展開や移住支援制度の創設など、即戦力の獲得にも取り組み、医師・看護職員の確保対策

を強化するための経費でございます。

15ページを御覧ください。

⑤のエ、新規事業、ドクターヘリ格納庫整備検討事業費の860万円は、円滑な救急医療体制の確立のため、ドクターヘリ格納庫の県内整備に向けた検討を行うための経費でございます。

16ページを御覧ください。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計では、鳴門病院における高額医療機器の整備等に必要となる資金の貸付けなどの経費として、8億2,790万3,000円を計上しております。

続く17ページから20ページまでが健康寿命推進課でございますが、18ページを御覧ください。

予防費の摘要欄②のエ、（ア）ICTを活用した予防・健康づくり支援事業の1,824万9,000円は、市町村が実施するがん検診や特定健診について、県民の申込みに係る利便性と受診率の向上を図るため、県においてICTを活用した健診予約システムを構築し、市町村における導入を支援するための経費でございます。

20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計では、療養の給付に要する費用として市町村に交付する保険給付費等交付金などの経費として693億7,127万4,000円を計上しております。

続きまして、21ページを御覧ください。感染症対策課でございます。

予防費の摘要欄②のイ、新興感染症対策・医療提供体制確保事業費の2,207万6,000円は、次なる感染症危機の発生に備えるため、個人防護具の備蓄や関係機関との連携強化に取り組むための経費でございます。

22ページを御覧ください。薬務課でございます。

薬務費の摘要欄③のア、新規事業、新時代の地域医療を担う薬剤師確保・養成事業費の200万円は、薬剤師の地域偏在を解消するため、検討会の設置など関係機関と連携しながら、薬剤師の確保・養成に取り組むための経費でございます。

続く23ページから24ページまでが長寿いきがい課でございますが、24ページを御覧ください。

老人福祉費の摘要欄⑦のカ、（ア）フレイル予防で健康長寿プロジェクトの2,690万1,000円は、高齢者の通いの場などにおいて、理学療法士や管理栄養士などの専門職の知見に基づく、実践的なフレイル予防に取り組むための経費でございます。

25ページを御覧ください。障がい福祉課でございます。

障がい者福祉費の摘要欄⑦のイ、新規事業、心身障がい者（児）歯科診療全身麻酔体制整備事業費の2,849万8,000円は、障がいのある方々が、県内において安心・安全な歯科治療を受けられるよう、徳島県歯科医師会が運営する口腔保健センターにおける全身麻酔による治療体制整備を支援するための経費でございます。

次に、27ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

徳島県立障がい者交流プラザ照明設備改修工事請負契約において、2,700万円を限度として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、28ページを御覧ください。地方債でございます。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金において、4億100万円を限度として事業の財源に県債を充てることとしております。

起債の方法、利率等は記載のとおりでございます。

続きまして、29ページを御覧ください。その他の議案等の（1）条例案でございます。

アの徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例は、地域において必要な医師の育成・確保を図るため、医師修学資金の返還の債務を免除する要件を緩和するものでございます。

イの徳島県手話言語条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、聴覚障がい者を含む全ての県民が、互いに支え合いながら生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すため制定するものでございます。

条例の概要につきましては、11月定例会の事前委員会において御報告しておりました骨子案のとおりでございます。

30ページを御覧ください。

ウの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、31ページを御覧ください。

その他の議案等の（2）地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期計画の認可についてでございます。

去る9月定例会において、県が策定する第4期中期目標について議決を頂いたところでございます。今回は、鳴門病院が新たな目標を達成するために作成した第4期中期計画について、知事が認可するに当たり議会の議決を頂く必要があるため、提案させていただくものでございます。

中期計画の概要につきましては、資料1－1で御説明させていただきます。

まず、2、中期計画の期間につきましては、令和7年度から令和10年度までの4年間としております。

また、3、主な内容につきましては、地域の中核的病院として、徳島県鳴門病院の特長を最大限に生かし、求められる医療の継続的かつ安定的な提供に取り組むこととし、特に、断らない救急医療体制の充実・強化、手の外科センターをはじめとする特色ある医療の推進、また、総合リハビリテーションセンターの開設、地域医療機関等との緊密な連携による一貫性のある良質な医療提供体制の確立、効率的な病床運営などによる収入の確保や費用の抑制による経営の改善などに重点的に取り組み、第4期中期目標の達成を目指していくこととしております。

なお、資料1－2につきましては、計画案の全体版でございまして、説明は割愛させていただきます。

鳴門病院においては、この新たな第4期中期計画に基づいた取組を通じ、県北部はもとより、香川東部、また淡路島を含む地域医療の最後の砦^{とりで}として、病院の経営強化はもとより、安全・安心な医療が提供できるよう努めてまいります。

続きまして、令和6年度補正予算に関する文教厚生委員会説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額欄に記載のとおり、合計で43億9,712万3,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で812億3,160万2,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の主な事項について御説明いたします。

今回の補正予算は、物価高騰対策及び国の総合経済対策に呼応した人材確保策の強化や生産性の向上などに要する経費となっております。

4ページを御覧ください。保健福祉政策課でございます。

社会福祉施設費の摘要欄①社会福祉施設整備事業費の1億5,900万円は、障がい者の地域移行の受皿となるグループホーム等の整備や社会福祉施設の防災・減災対策を支援するための経費でございます。

5ページを御覧ください。地域共生推進課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄①のア、プラットフォーム参画・活動促進事業費の800万円は、生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームと連携して、新たに自殺予防や孤独孤立対策に取り組む支援団体を支援するための経費でございます。

また、生活保護総務費の摘要欄①のア、医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業費の186万円は、救護施設に対し、光熱費・食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

6ページを御覧ください。医療政策課でございます。

医務費の摘要欄①のア、3億9,818万1,000円は、医療機関等に対し、光熱費・食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

イ、新規事業、医療需要等の変化を踏まえた医療機関支援事業費の10億2,100万円は、病床数の適正化を進める医療機関や、物価高騰により施設整備等が困難となっている医療機関を支援するための経費でございます。

ウ、新規事業、小児科医療確保事業費の4,710万円は、急激に患者数が減少している小児医療の拠点施設を支援するための経費でございます。

エ、新規事業、生産性向上・職場環境整備等事業費の6億9,594万円は、生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等を支援するための経費でございます。

オ、新規事業、災害時歯科保健医療提供体制整備事業費の3,100万円は、災害時の避難所等における歯科保健活動に必要な設備整備を支援するための経費でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。健康寿命推進課でございます。

公衆衛生総務費の摘要欄①のア、新規事業、産科医療確保事業費の3,400万円は、急激に分娩数が減少している分娩取扱施設を支援するための経費でございます。

また、精神衛生費の摘要欄①のア、984万円は、精神障がい者施設に対し、光熱費・食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

イ、新規事業、人材確保・職場環境改善等事業費の2,180万円は、賃上げとともに生産性向上に取り組む精神障がい福祉サービス事業所を支援するための経費でございます。

8ページを御覧ください。薬務課でございます。

薬務費の摘要欄①のア、1,557万5,000円は、薬局に対し、光熱費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

9ページを御覧ください。長寿いきがい課でございます。

老人福祉費の摘要欄①のア、3億7,831万円は、高齢者施設に対し、光熱費・食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

②のア、新規事業、人材確保・職場環境改善等事業費の8億1,644万円は、賃上げとともに生産性向上に取り組む介護事業所を支援するための経費でございます。

イ、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業費の2億1,000万円は、生産性向上に資する介護ロボット・ICT導入等の取組を進める介護事業所を支援するための経費でございます。

また、老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費の7,159万7,000円は、高齢者施設等の防災・減災対策を支援するための経費でございます。

10ページを御覧ください。障がい福祉課でございます。

障がい者福祉費の摘要欄①のア、8,478万円は、障がい者施設に対し、光熱費・食材費等の高騰に対する一時金を支給するための経費でございます。

イ、新規事業、人材確保・職場環境改善等事業費の3億4,790万円は、賃上げとともに生産性向上に取り組む障がい福祉サービス事業所を支援するための経費でございます。

ウ、新規事業、障がい福祉分野における外国人介護人材受入促進事業費の730万円は、障がい者施設等における外国人介護人材の受入環境整備を支援するための経費でございます。

エ、新規事業、障がい者就労継続支援事業所経営改善支援事業費の200万円は、経営に関する相談窓口を設置し、専門家から助言を行うことなどにより、就労継続支援事業所の安定経営を支援するための経費でございます。

オ、とくしま農福連携ネットワーク加速化事業費の1,600万円は、就労支援施設と農林水産事業者とのマッチングイベントなど、農福連携の取組を加速化するための経費でございます。

カ、障がい福祉分野働き方改革推進事業費の1,950万円は、障がい福祉サービス事業所に対し、介護ロボット・ICTの導入支援や処遇改善加算の取得を促進するための経費でございます。

これらの補正予算につきましては、早期の事業着手のため、先議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、11ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

今回の補正予算の全額について、繰越しをお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、2点御報告をさせていただきます。

資料2-1を御覧ください。

徳島県地域福祉支援計画第4期の改定案についてでございます。

本計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の地域福祉の各分野における共通的事項を記載し、個別計画と連携を図りながら推進することとしております。

この度の改定は、今年度、策定を進めている徳島県こども計画での検討内容等を踏まえ、有識者からの御提案も頂いた上で、一部を改定するものでございます。

主な改定内容といたしましては、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童相談所の機能強化、心のサポーター養成指導者の育成拡充などの新規項目を盛り込むものでございます。

今後とも、人がつながり、地域とつながり、未来へつながる地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

なお、資料2-2は、計画案の全体版でございまして、説明は割愛させていただきます。次に、資料3を御覧ください。

令和7年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率についてでございます。

国民健康保険制度においては、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっており、今般、令和7年度の算定を行ったところでございます。

2、納付金算定の概況につきましては、県全体の保険給付費等は被保険者数の減少により、670億円と前年度比で2.3%減少するものの、3、一人当たり納付金額等のうち、一人当たりの標準保険料額については、高齢化や医療の高度化等の影響を受け、12万8,329円と前年度比で1.1%の増となっております。

なお、具体的な保険料につきましては、県が示す標準保険料率等を参考に、市町村において決定することとなっております。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福寿病院局長

2月定例会に提出を予定しております病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

病院局関係の説明資料の3ページを御覧ください。

令和7年度病院局主要施策の概要でございますが、近年の医療を取り巻く環境が変化する中、県立病院におきましては、医療の質の向上や経営財政基盤の強化に向けた取組を推進し、各圏域で拠点機能を果たしていくことが求められております。

このような状況下におきまして、徳島県病院事業経営強化計画に基づき、県民の皆様を支えられた病院として、県民医療の最後の砦となるとの基本理念の下、その使命の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、1、医療機能の強化・向上でございます。

中央病院におきましては、本県医療の中核拠点として、急性期・救急医療等で県の中心的な役割を担うとともに、南館ER棟と一体的に整備を行う本館棟の改修により、救命救急・がん治療対応の充実など、全圏域に対応した医療機能の更なる強化に取り組んでまいります。

次に、三好病院におきましては、四国中央部の拠点として、救急医療やフルセットのがん医療などを提供するとともに、災害・感染症に対する更なる医療と保健体制の強化を図るため、三好保健所との合築による新外来棟の一体整備に取り組んでまいります。

また、海部病院におきましては、先端災害医療の拠点として、機能の充実・強化を図る

とともに、医療Ma a Sを活用した訪問医療・巡回医療を新たに展開するなど、地域医療機関と密接に連携した質の高い医療提供体制の構築を図ってまいります。

さらに、県内公立・公的病院との包括的な連携体制、徳島医療コンソーシアムにおきまして、医師をはじめとする医療従事者の確保や遠隔医療の推進等により、本県の医療提供体制の発展に取り組んでまいります。

次に、2、医療人材の確保と育成の推進でございます。

まず、新興感染症への対応と通常医療を両立できる医療提供体制を構築するため、医療従事者の計画的な確保や専門人材の育成などに取り組んでまいります。

また、臨床研修病院として、研修環境の充実や地域医療に従事する医師確保に努めるほか、高度・専門化する医療に対応した認定看護師や認定薬剤師などの医療従事者の育成に計画的に取り組んでまいります。

さらに、特定看護師の育成や病棟薬剤師の配置によるタスクシフトなど、医師、看護師等の働き方改革を積極的に推進してまいります。

次に、3、経営財政基盤の強化でございます。

国の医療制度改革や診療報酬改定への迅速・的確な対応、地域医療機関との連携強化により経営の改善・安定化に取り組むとともに、医薬品等の共同購入など、経費削減の強化と効率化を推進してまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

令和7年度徳島県病院事業会計予算でございます。

まず、ア、業務の予定量でございます。

年間患者数につきましては、表の右端の計の欄、上から2段目に記載のとおり、入院患者として約20万3,000人を、その下、外来患者として約23万9,000人を見込んでおります。

5ページを御覧ください。

イ、収益的収入及び支出でございますが、これは損益計算書に当たるものでございます。

収入として、病院事業収益の合計は、令和7年度当初予定額A欄、1段目に記載のとおり281億9,711万9,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、その二つ隣の欄7億3,511万1,000円、率にいたしまして2.7%の増となっております。

6ページを御覧ください。

支出でございますが、病院事業費用の合計は、令和7年度当初予定額A欄、1段目に記載のとおり304億8,029万6,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、その二つ隣の欄12億243万7,000円、率にいたしまして4.1%の増となっております。

7ページを御覧ください。ウ、資本的収入及び支出でございます。

これは、企業債の借入等により病院の改築や医療器械の購入等を行う、いわば資金収支の性格を持つものでございます。決算では、資産や負債など貸借対照表の科目の増減に反映されるものでございます。

資本的収入の合計は、令和7年度当初予定額A欄、1段目に記載のとおり、企業債など63億5,584万7,000円となっております。

8ページを御覧ください。

資本的支出の合計は、令和7年度当初予定額A欄、1段目に記載のとおり74億1,279万円となっております。このうち、上から3段目の建設改良費の病院増改築工事費8億3,528万円につきましては、中央病院本館棟の改修などに要する経費でございます。

また、その下の欄の資産購入費6億1,216万8,000円でございますが、医療器械をはじめとする資産取得に要する経費でございます。

9ページを御覧ください。

エ、企業債でございますが、これは病院の改築や医療器械の購入等に充当するもので、限度額13億7,800万円を予定しております。

また、その下のオ、一時借入金につきましては、病院事業会計の資金繰りに支障を生じさせないためのものとして、限度額40億円を予定しているところでございます。

10ページを御覧ください。

（2）継続費でございますが、県立中央病院本館棟機能強化事業につきまして、令和5年度から令和8年度までの総額17億5,000万円の継続費を設定しております。

続きまして、11ページを御覧ください。その他の議案等の（1）条例案でございます。

ア、徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会情勢の変化に伴い、徳島県立中央病院が担う医療の需要が変動していることから、精神病床の数を減少させるものでございます。

12ページを御覧ください。（2）権利の放棄についてでございます。

徳島県病院事業の診療及び検査等に係る債権のうち、債務者本人及び連帯保証人が共に死亡しているものなど、債権回収が不可能となっているものにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会での御承認を頂くものでございます。

放棄する債権は23ページにかけて記載のとおりであり、全体で292件、総額で136万7,243円となっております。

なお、県立病院の未収金につきましては、電話や文書による督促に加え、回収が困難と判断される案件につきましては、弁護士法人に債権回収を委託するなどの取組を進めているところでございます。

今後とも、未収金の削減に向けて債権回収に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上が、病院局の提出予定案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

先議する補正予算の関係で、保健福祉政策課で計上している社会福祉施設整備事業費1億5,900万円で、今、障がい者のグループホームを造っているんですかね。どういう所に造って、どこの法人、施設がするのかを教えてください。

和田保健福祉政策課長

社会福祉施設等施設整備費補助事業についての御質問を頂きました。

今回につきましては、強度行動障がいや精神障がい者の方を受け入れるグループホームの整備と、緊急災害時用の給水設備の整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

グループホーム共同生活援助の施設につきまして、予定しているのは、社会福祉法人ルミエールのマザーHope 2、Hope 3、社会医療法人あいざと会のしょうずい指定共同生活援助事業所上板というところで、2か所とも創設ということで補助を予定しているところでございます。

長池委員

債権の50円放棄というのは何ですか。

川村病院局経営改革課長

今回権利の放棄をする中に、少額債権として50円がございますが、この内容につきまして、生活保護受給者や乳幼児については、医療費の自己負担がないのが原則でございますけれども、保険適用は治療の場合のみであるため、自己負担が必要なものも出てまいります。

例えば、おむつ代や歯ブラシ代、あるいは薬の容器代が自己負担となりますが、生活保護受給者でありますとか、乳幼児が治療を受けたときに、支払わなくてもよいと勘違いされて支払われなかったものがございまして、そういったものが50円などの少額のものとして残っております。

長池委員

これは払ってくれなかった方の一覧表のような感じで、名前も住所もさらされているのだけど、この情報はどこまでオープンになっているのですか。

川村病院局経営改革課長

この度、議会で権利の放棄につきましての審議を頂くため、議案書には住所、氏名、金額を記載させていただいておりますけれども、実際にこれを公表するときには、その部分を隠した形で報告させていただく予定にしております。

長池委員

そういうシステム、ルールなんだろうけど、どこまで現場で説明しているのか。まさか50円を請求するのに80円の封筒で、どんな状況なのかがよく分からない。それと、これ

は今回だけなのか、こういうことが頻繁にあるのか、そういった状況も教えていただけますか。

川村病院局経営改革課長

今回、処理させていただきます少額債権につきましては、過去からたまってきたものでございます。

令和5年4月に徳島県病院事業滞納未収金管理要綱を改正させていただきますして、そのあたりの少額債権につきましても、時効が到達して徴収不能な債権については、不納欠損処理ができるようにさせていただいております。

今回、実施させていただく案件は、少額案件については平成14年から平成18年頃の債権でございまして、古い債権の中には、十分に患者に説明ができていなくて取立てができていないものがございますけれども、最近の案件につきましては、そういったものはほとんどない状況でございます。

長池委員

最近はないのであればいいのですが、一応こういった書面で出てきて、名前と住所があって回収不能と書いていたら、何かこの人たちがみんな50円を渋っているかのような、回収不能といっても、50円を回収するためにどれだけ掛かるという話もありますし、余りそういうのを見たことなかったの。

一応内容は分かりましたが、現場のルールが変わってうまく説明ができていなかったり、後から言っても、そんなものは知りませんというのが想像できますけれども。

とはいえ、どうしろというわけでもないので、取りあえず事前の説明で確認したまででございします。

重清委員

この50円は回収不能けれども、請求はしたのか。請求してそれでも払わなかったのか。どういうふうに出たのか50円が分らない。

これだけの人数が、みんなその時に払ってくれなかったのですか。どういう状況でこの50円なのか、そこの初めが分らない。百幾ら請求があったのか、この50円だけを除いて払いませんと言われたのか。その出だしがこれでは分かりにくいのだけれども、ここだけを教えてください。

川村病院局経営改革課長

その際には、病院で患者にお支払いいただくようお願いしているケースもありますが、十分に患者に伝わってなくて、先ほども言いましたように、生活保護受給者や小児医療の場合に支払わなくてもいいと勘違いされてお支払いいただけなかった……

（「違う、違う、この50円というのが」と言う者あり）

立川委員長

小休します。（11時12分）

立川委員長

再開します。（11時12分）

川村病院局経営改革課長

病院から請求はさせていただいているのですが、先ほど言いましたように、過去には十分な説明ができていなかったケースもありまして、支払わずに帰られたケースがあるのだと思っております。

現在は、退院時や診察後にお支払が必要なものについて、お支払が必要であるということで、お声掛けも丁寧にさせていただいております。未払の防止に努めているところでございます。

御理解いただければと思います。

重清委員

当然50円も入って請求したのでしょうか。

この場合、大抵の人はいや、この50円は払えませんかと言って、拒否されて残ってきたのですかという話です。請求してないのでしょうか。後で、何か出てきたのではないのですか。そのあたりが分かりにくい。請求して、私は50円は払えませんか、皆さんこれだけ何十人も言ったのですか。これが分かりません。

川村病院局経営改革課長

その際には請求もさせていただいていますが、職員がその50円に対して何度も対応するのは、費用対効果の面もあり、繰り返しの請求ができていなかったのも滞納になったものと考えております。

（「もう少し分かりやすく言ってくれないと」と言う者あり）

立川委員長

小休します。（11時13分）

立川委員長

再開します。（11時20分）

川村病院局経営改革課長

今回の少額債権について権利の放棄をお願いしている分については、平成14年から平成18年までの分でございますが、これ以降の分も、今後計画的に処理をさせていただこうと思っております。

重清委員

今でもそういうのが出てきているということで、対策としてはどういうことをしているのか。何もしないでこのまま放置していたら、結局また債権放棄になると思うのですけど。

状況としては、少額なので。

これに対して、どのように対策をしているのか。前回もこの時分で声掛けをしたけど、払ってくれませんでしたと。今はどういうふうにして、このようなことが起こらないようにしているのか教えてください。

川村病院局経営改革課長

現在の対策といたしましては、退院時や診察終了後に、看護師や事務の委託業者から、お支払が必要なもの、生活保護受給者や小児外来にお越しになった患者でも、御自分の負担が必要なものがあることを丁寧にお声掛けさせていただくことにより、未払の防止に努めております。

長池委員

今言ったのは何年分ですか。

すみません、もう一回言っていただけますか。

川村病院局経営改革課長

今回お願いしておりますのは、平成14年から平成18年の少額債権でございます。

長池委員

ではまた、毎年こういうのが出てくるという考えでよろしいのでしょうか。

川村病院局経営改革課長

令和5年度から計画的に債権の処理をしているところでございまして、今後も何年かにわたりまして、随時その方の住所や金額を特定した上で、議会での議決を経て処理させていただこうと考えております。

井下委員

先議分で確認だけさせていただきます。

小児科医療確保事業と産科医療確保事業がそれぞれ上がっていますが、これは民間の病院に支援するのがメインなのかというところが1点と、双方ともどのような形で進めていくのかを教えていただけたらと思います。

金丸医療政策課長

井下委員から、小児科医療確保事業についての御質問でございます。

まず、どういった医療機関が対象になるかでございますが、すみません、現時点で国から事業内容の具体的な詳細がまだ示されておりませんので、詳しい補助金額や対象施設については未定になっております。

ただ、これも国の経済対策で盛り込まれた補正予算でございますので、いざ、国で示されたときには、すぐにその対象となる医療機関に補助、支給するように手続を進めてまいりたいということで、この度計上をお願いしているところでございまして、要綱が出まし

たら、対象となる医療機関にも十分周知をさせていただいて、この補助事業を活用していただくように取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

産科も教えていただけますか。

久次米健康寿命推進課長

産科医療確保事業についての御質問を頂きました。

こちらについても、小児科と同様、国からの事業内容の詳細が示されておらず、現時点では、詳しい補助金額や対象施設につきましては未定でございますが、医療機関への速やかな支援を行うために、この度補正予算の計上をお願いしているところでございます。

今後、国から要綱等の発出があり次第、速やかに対象となる施設につきまして周知を行って、周産期医療体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

井下委員

分かりました。

経済対策が基本ということなんですね。

とはいえ、課長がおっしゃったみたいに、そもそもの現状といいますか、分娩数が減っていることや小児科医の確保にしっかりとつながるように持っていただけたらと思いますが、内容についてはまだ詳細が分からないので、これくらいにしておきます。

竹内副委員長

補正予算について伺います。

長寿いきがい課で示されている介護保険対策費で、人材確保・職場環境改善等事業の内容について、御説明をお願いしたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

この人材確保・職場環境改善等事業につきましては、2024年の春闘で一般企業の賃上げ率が高水準となる中、公的価格の影響を受ける介護分野の事業者等におきまして、賃上げ率が低水準にとどまっております、他産業との差が開いているところでございます。

そのため、令和6年12月17日に成立いたしました国の総合経済対策に基づく補正予算を受けて、介護職員の賃上げを行うとともに、現場における業務効率化や職場環境改善を図り、職員の離職防止や職場定着を推進するために、補助を行うものでございます。

本事業につきましては、国の経済対策に応じた事業でございまして、事業所等は令和6年3月に、事業所から県に対して経営計画を提出する形でございまして、補助金の積算といたしましては一人当たり5万4,000円を、高齢者の介護職員は1万5,000人を積算としまして、今回の補正予算をお願いするものでございます。

竹内副委員長

国の施策ということで、恐らく全額国費だと思うんですが、一人当たり5万4,000円は、

国でお示しいただいている中身と受け止めてよろしいのでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

私どもも、新聞報道などで確認した部分で、一人当たり5万4,000円分は十分確保できる程度の予算を確保しているという情報に基づいてのことでございます。

竹内副委員長

先ほどの話と同じで、明確な中身はまだ国から示されていないという受け止めでよろしいですか。

坂野長寿いきがい課長

竹内副委員長がおっしゃるとおりでございます。まだ詳細は示されておりませんので、詳細が示され次第、すぐに対応できる形で準備を進めてまいりたいと考えております。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時29分）